

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道岩内高等学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道岩内高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」ことを生徒に十分に理解させる。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要である。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、保護者や関係機関等との連携協力のもと、いじめの問題を克服する。

北海道岩内高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- <いじめ防止委員会>
- ・年間指導計画の作成、校内巡視、いじめに関するアンケート調査、いじめが疑われる案件の事実確認、いじめの認知、要配慮生徒への支援方針等
- <いじめ対策委員会>
- ・調査・事実関係の把握、いじめ解消への指導・支援、継続指導・経過観察

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- <特徴>
- ・望ましい人間関係を築く力やコミュニケーション能力を育む。
 - ・互いの絆を深める。
- 4月：朝のあいさつ運動の開始、リーダー研修会
5月：面談週間、心と体のアンケート①
7月：交通安全・薬物乱用防止・防犯教室、六花祭、インターンシップ
9月：秋季体育大会 10月：どさんこ☆子どもサミット
11月：生に関する講話、心と体のアンケート②
1月：面談週間 2月：思春期教室 3月：先輩講話、春季体育大会

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。相談窓口を設置しています。

令和8年度の北海道岩内高等学校のいじめに関する窓口は、教頭 鈴木です。

連絡先0135-62-1445 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

子ども相談支援センター
イメージキャラクター

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
後志教育局教育相談電話 (電話)	0136-22-2222	



道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

